

令和5年2月

遠野市教育委員会定例会会議録

遠野市教育委員会

令和5年2月 遠野市教育委員会定例会会議録

- 1 開催場所 遠野市役所東館庁舎 3階大会議室
- 2 開催日時 令和5年2月7日(火) 午前10時00分
- 3 出席状況

○出席者

教育長	佐々木 一人
委員	菊池 崇
委員	菊池 和子
委員	小玉 淳浩

○説明等のため出席した職員

教育部長	伊藤 貴行
市民センター所長	海老 寿子
健康福祉部長	菊池 寿
学校教育課長	佐々木 淳一
学校総務課長	多田 清子
学校給食センター所長	菊池 今英
総務企画部総務課長	佐々木 伸二
総務企画部財政課長	白岩 克己

開会・開議 午前10時00分

1 開会

○学校総務課長

本日の令和5年2月遠野市教育委員会定例会は、藤山委員から欠席の届け出がありましたが過半数以上が出席しておりましたので会議が成立していることを報告いたします。

また、管財課長から欠席する旨報告がありました。

ここからは、遠野市教育委員会会議規則により教育長が進行いたします。

○教育長

これより、令和5年2月遠野市教育委員会定例会を開催いたします。

2 議事

○教育長

次第2「議事」に入ります。

本日は、議案7件について審議していただきます。

議案第1号は、「令和5年度遠野市教育行政推進の基本方針に関し議決を求めることについて」であります。

議案第2号から議案第5号の4件の議案については、「教育事務に係る議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について」になりますが、3件の条例、「遠野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、「遠野市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」、「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」及び「令和5年度一般会計予算」についてとなります。

議案第1号から第5号までは、市議会への上程前の議案であることから、地方教育行政

の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び遠野市教育委員会会議規則第7条第1項のただし書きの規定により、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議を公開しないことができる旨を規定しています。

お諮りします。議案第1号から議案第5号は、遠野市教育委員会会議規則第7条第1項第4号「会議を公開することにより、教育行政の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれがある事項に関する事」に該当することを認め、これを公開しないこととすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○教育長

賛成全員でありますので、議案第1号から第5号については、非公開にて審議することと決しました。

(傍聴人なし)

○教育長

それでは、議事に入ります。

議案第1号「令和5年度遠野市教育行政推進の基本方針に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○学校総務課長

議案第1号「令和5年度遠野市教育行政推進の基本方針に関し議決を求めることについて」を説明いたします。

令和5年度遠野市教育行政推進の基本方針を別冊のとおり決定することについて、議決を求めるものでございます。この基本方針は、令和5年3月遠野市議会定例会開会日の2月21日に教育長が演述する内容でございます。内容につきましては、例年どおり遠野市総合計画後期基本計画大綱4の「政策第1ふるさと教育の推進」、「第2生涯学習の推進」、「第3ふるさと文化の継承・創造」に沿った内容となっております。令和5年度は、新たに未来づくりサポート大作戦として、学力向上とグローバル社会で活躍する人材育成に取り組むこととしております。別冊によりポイントを絞って説明させていただきます。

～以下、令和5年度遠野市教育行政推進の基本方針の概要を説明～

以上、概要説明といたします。よろしく申し上げます。

○教育長

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

菊池和子委員お願いします。

○菊池和子委員

この教育基本方針を読んでみて学校教育が担う部分が非常に大きく、子ども達がこれから成長していくうえでいろいろな方々に携わっていただきながら良い教育ができればいいと思っています。その中で、学校だけではなく、地域や家庭が一緒になって学校運営を行っていくということでコミュニティ・スクールが始まりました。家庭教育の在り方については、もう少し保護者との繋がりを持てるような施策があればいいと思っています。例えば、基本方針の9ページに「情報メディアとの上手な付き合い方」や「家庭でのコミュニケーション」など、家庭教育の課題に即した学習機会である「家庭教育ゼミナール」を開催し～とありますが、家庭教育ゼミナールについては、マンネリ化というかそのようなイメージが払拭できません。家庭教育ゼミナールは、世代を超えた家庭教育の在り方

などについてどこかで議論する場が必要ではないかと思えます。

今の親御さん達を見ていると、特にコロナ禍の影響もあり、横のつながりはSNSが中心となっていると思います。SNSは広い範囲のコミュニティのように思いますが、自分の都合の良い情報だけを取り入れたりすると実は狭い範囲のコミュニティとなる場合もあります。いろいろな世代の人の話を聞いたりするような機会が遠野においては必要ではないかと思えました。今の親御さんたちが直面している課題などを解決する場があればいいなと思います。その辺について、教育委員会としてどのように考えているか教えていただければと思います。

○市民センター所長

「社会教育の充実」の中の「家庭教育ゼミナール」のお話をいただきましたが、現在は子どもたちを中心に開催しているところがあると感じております。今年は7校で実施されておりますが、各学校それぞれから要望がありました。遠野小学校では、「SDGs」について、綾織小学校では、「10年後の我が子が笑顔でいるために」という内容の講演、附馬牛小学校では「子育て親子の距離感」、土淵小学校では「コミュニケーションが良くなるお掃除術」といったお話を聞いたりしております。上郷小学校では「子供の成長を支えるには睡眠と読書から」、宮守小学校では「絵本の力いただきます。子どもの健やかな育ち」という形で各学校からいろいろな要望があり対応させていただいております。学校毎にお考えがありお任せしているところもあります。親子の課題や親御さん方においてということが課題になっているかといったことは、コミュニティ・スクールの中でPTAの方々からのご意見をお聞きしながら解決に向けて取り組むことができるか話題にさせていただければと思っております。

○教育長

菊池和子委員お願いします。

○菊池和子委員

それぞれの学校において、保護者の皆さんがこういう勉強をしたいということでやられているのはとても素晴らしいことだと思います。その反面、学校と家庭の繋がりが弱い部分も感じます。例えば、「学校や家庭でこういうことを頑張ってみませんか。」といったことをお話しても、それがきちんと伝わらないところもあると思います。今の子ども達は、我慢できなくて目の前のことにすぐ手を出してしまう。嫌なことは我慢しないですぐ口に出す。尚且つ嫌なことはやらない。自分がされて嫌なことをしてしまう。子ども達自身も悩んでいると思います。そのあたりを大人が手を貸してあげられるようなところがあればいいと思います。以前もお話しましたが、学校で勉強が分からないと本当に学校はつまらないと思います。今は、遊び時間も制約されたりするので余計つまらない。そうすると自分の好きなことをやって、その時間が過ぎればいいという思いになっている子もいるのではないかと危惧しています。是非、大人が子ども達の悩みを解決するために家庭教育ゼミナールを行っているということをもみんなで認識したいと思いました。

○教育長

ありがとうございました。ご意見として承ります。その他ございませんか。

菊池崇委員お願いします。

○菊池崇委員

総合教育会議でも話題となりましたが、家庭の在り方、或いは家庭力といったことが学力向上においても非常に大切なことと感じております。家庭の中においての子ども達の勉強や生活の部分を見直していかなければならないと個人的には考えておりました。そこに対する補助等をしていけたら諸問題を解決できてくるのではないかと考えております。

○教育長

ありがとうございました。ご意見として承ります。その他ございませんか。
小玉委員お願いします。

○小玉委員

先程、家庭教育ゼミナールのお話がありましたので一点質問いたします。各学校において家庭教育ゼミナールを開催していると思います。各学校により参加率は違うと思いますが、大体どの程度の方が参加されているかお聞きします。

○教育長

市民センター所長お願いします。

○市民センター所長

令和4年度の現在までの実績となりますが、9回行いまして881人という人数となっております。各学校により規模が異なりますが、遠野小ですと170人、綾織小が16人、附馬牛小が36人、土淵小が111人、青笹小が30人、上郷小が68人、宮守小が30人、鱒沢小が20人、遠野中が400人となっております。遠野西中はこれから開催となります。

○小玉委員

個人的な意見ですが、家庭教育ゼミナールはずっと続けてきていますが、年々参加者が減ってきているように感じております。テーマについてもマンネリ化してきていると思っており、その辺の工夫も必要ではないかと感じております。

○教育長

ありがとうございました、ご意見として承ります。その他ございませんか。

(なし、の声)

○教育長

それではお諮りします。議案第1号「令和5年度遠野市教育行政推進の基本方針に関し議決を求めることについて」、賛成する委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○教育長

挙手全員であります。よって議案第1号「令和5年度遠野市教育行政推進の基本方針に関し議決を求めることについて」は、可決することと決しました。

○教育長

続いて、議案第2号「教育事務に係る議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について（遠野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について）」を議題とします。説明をお願いします。

○学校総務課長

議案第2号「教育事務に係る議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について（遠野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について）」を説明いたします。

提案理由は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、市議会の議決を経るべき議案であります「（遠野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について）」に関し、遠野市長から教育委員会に意見を求められたことから、当該条例案をお諮りするものです。条例案の内容につきましては、総務課長より説明いたします。

○教育長

総務課長お願いします。

○総務課長

遠野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について説明いたします。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため制定しようとするものです。

主な内容は、第1条が、条例の趣旨で個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものです。第2条は、この条例の対象とする市の機関は別記のとおりで、議会を除く全ての機関とするものです。第3条は、法の改正により、個人情報の開示請求が本人だけでなく任意代理人でも可能となるため資格の確認を規定するものであり、委任した人は実印を押印した委任状に印鑑証明書を添付し、運転免許証や個人番号カードなどの写しを添付することなどを定めるものです。第4条は、法の規定による開示決定等の期間を法の規定より短縮し、現行条例の期間と同じ15日以内、または個人情報が著しく大量な場合は45日以内とすることを定めるものです。第5条は、個人情報の開示を事務所で行う場合の本人確認または代理人の資格確認を定めるものです。第6条は、開示請求にかかる手数料の額を無料とするものです。ただし、写しの交付や郵送で受け取る場合には、費用を負担することを定めるものです。第7条は、任意代理人による訂正請求及び利用停止請求においては、開示請求における資格の確認と同様とすることを定めるものです。附則は、施行期日を法と同じ令和5年4月1日とするものです。以上説明といたします。

○教育長

ありがとうございました。質疑ございませんか。

(なし、の声)

○教育長

お諮りします。議案第2号「教育事務に係る議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について「(遠野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について)」、意見なしとすることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号「教育事務に係る議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について(遠野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について)」は、意見なしと決しました。

○教育長

次に、議案第3号「教育事務に係る議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について(遠野市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について)」を議題とします。説明をお願いします。

○学校総務課長

議案第3号「教育事務に係る議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について(遠野市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について)」を説明いたします。

提案理由は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、市議会の議決を経るべき議案であります「(遠野市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について)」に関し、遠野市長から教育委員会に意見を求められたことから、

当該条例案をお諮りするものです。条例案の内容につきましては、総務課長より説明いたします。

○教育長

総務課長お願いします。

○総務課長

「遠野市行政不服及び情報公開個人情報保護審査会条例の制定について」、説明いたします。

提案理由は、行政不服審査法第81条第1項の機関として同項に規定する事項を処理し、並びに情報公開及び個人情報保護にかかる施策の適正かつ円滑な運営を図るため、遠野市行政不服及び情報公開個人情報保護審査会を設置しようとするものです。

主な内容は、第1条は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、遠野市行政不服審査及び情報公開個人情報保護審査会の設置を定めるものです。第2条は、諮問庁、行政文書及び保有個人情報の用語の定義を定めるものです。第3条は、所掌事項として行政不服審査法及び遠野市情報公開条例の規定に基づき調査及び審議を行い、審査庁または諮問庁に答申することを定めるものです。第4条から第6条までは、審査会の組織等を定めるもので委員は3人以内とし、任期は3年とするものです。第8条は、審査会の行う調査及び審議は非公開とすることを定めるものです。第9条及び第10条は、行政不服に係る審査会において手数料は無料とし、写し等の費用については、審査請求人等が負担することを定めるものです。第11条から第15条までは、情報公開に係る審査会において、審査会の求めにより調査及び審議に行政文書を提示しなければならないこと、審査請求人等に意見を述べる機会を与えることや意見書等の提出ができることなどについて、改正前の遠野市情報公開条例の規定をこの条例に規定するものです。第16条から第17条までは、個人情報保護にかかる審査会において、情報公開にかかる審査会と同様の取り扱いとするため第11条から第15条までの規定を読み替えにより準用することを定めるものです。第22条は、審査会委員の守秘義務違反に関する罰則を定めるものです。附則第1条は、施行期日を令和5年4月1日とするものです。附則第2条及び第3条は、遠野市行政不服審査会の規定をこの条例に規定することから、遠野市行政不服審査法施行条例の廃止と経過措置を定めるものです。附則第4条及び第5条は、遠野市情報公開条例の一部改正であり、審査会の設置等についてはこの条例に規定することから、当該箇所を削除し、審査請求等の手続に関する規定の所要の改正を行うものです。附則第6条は、委員の任期の特例を定めるもので、令和6年3月31日までの間に委嘱される委員の任期は、令和8年3月31日までとするものです。附則第7条は、審査会委員の招集の特例を定めるもので、会長が選任される前は市長が招集することを定めるものです。以上、説明とさせていただきます。

○教育長

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。菊池崇委員お願いします。

○菊池崇委員

この審査会の委員は、どのように選任されますか。また、本議案に関し教育委員会に意見の申出があったということは、委員の選任に関しても教育委員会に意見の申し出があるものでしょうか。個人情報保護に関することで情報を漏洩した場合の罰則等も記載されておりますので、委員の役割はかなり重要なものと感じます。その辺について伺います。

○教育長

総務課長お願いします。

○総務課長

審査会の委員につきましては、第5条のところ規定しており、識見を有する者のうちから市長が委嘱するという事となっております。現在の個人情報保護審査会の委員は、司法書士、行政書士、有識者ということで市職員OBの計3名を委嘱しております。新たな審査会の委員につきましても、そのような職の方を委嘱しようと考えております。現時点で提案しているのは、条例の改正部分になります。委員の選任に関しては、教育委員会に協議を行う予定はございません。仮に教育委員会に関する事案等が審査会にあった場合には、諮問を受けて答申するというような事務の流れになります。

○教育長

菊池崇委員をお願いします。

○菊池崇委員。

わかりました。

○教育長

その他ございませんか。

(なし、の声)

○教育長

お諮りします。議案第3号「教育事務に係る議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について（遠野市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について）」、意見なしとすることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

○教育長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「教育事務に係る議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について（遠野市行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について）」は、意見なしと決しました。

○教育長

次に、議案第4号「教育事務に係る議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について（個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）」を議題とします。説明をお願いします。

○学校総務課長

議案第4号「教育事務に係る議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について（個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）」を説明いたします。

提案理由は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、市議会の議決を経るべき議案であります「（個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）」に関し、遠野市長から教育委員会に意見を求められたことから、当該条例案をお諮りするものです。条例案の内容につきましては、総務課長より説明いたします。

○教育長

総務課長をお願いします。

○総務課長

「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」説明いたします。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い所要の改正をしようとするものです。

主な内容は、第1条遠野市遠野健康福祉の里条例の一部改正から第3条遠野市民センター条例の一部改正まで及び第5条遠野市児童館条例の一部改正から第23条遠野市こども本の森遠野条例の一部改正までは、個人情報の保護に関する法律と重複する内容の規定を条例で定めることは許容されないため、各条例の個人情報の適正管理に関する内容を削除し、所要の改正をするものです。第4条遠野市情報公開条例の一部改正は、非開示情報の個人に関する情報の定義に文章、図画、電磁的記録、音声、動作等を加えるとともに、行政機関等匿名加工情報などを追加するものです。第24条は、法の一部改正に伴い、遠野市個人情報の保護に関する法律施行条例及び遠野市行政不服審査及び情報公開個人情報保護審査会条例を制定するため、遠野市個人情報保護条例を廃止するものです。附則第1条は、施行期日を令和5年4月1日とするものです。附則第2条は、遠野市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置です。附則第3条は、遠野市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置です。以上、説明いたします。

○教育長

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし、の声)

○教育長

お諮りします。議案第4号「教育事務に係る議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について（個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）」、意見なしとすることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号「教育事務に係る議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について（個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）」は、意見なしと決しました。

○教育長

次に、議案第5号「教育事務に係る議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について（令和5年度遠野市一般会計予算）」を議題といたします。説明をお願いします。

○学校総務課長

議案第5号「教育事務に係る議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について（令和5年度遠野市一般会計予算）」を説明いたします。

提案理由は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、市議会の議決を経るべき議案であります「令和5年度遠野市一般会計予算」に関し、遠野市長から教育委員会に意見を求められたことから、当該予算案をお諮りするものです。

予算案につきましては、財政課長より説明いたします。

○教育長

財政課長をお願いします。

○財政課長

令和5年度遠野市一般会計予算の概要について説明いたします。令和5年度遠野市一般会計予算は、第2次遠野市総合計画後期基本計画の3年目の中間年であります。この2年間の取り組みを検証し、将来像に掲げる「永遠の日本のふるさと遠野」の実現を確実なものとするため、第4次健全財政5カ年計画に基づき、自律的で持続可能な財政運営のもと、共通優先方針、産業振興、雇用確保と少子化対策、子育て支援をはじめ、各取り組みをさらに進化させていきます。また、少子高齢化、高度情報化社会の急速な進展や国際化の潮流など社会の変化にいち早く適用し、遠野の明るい未来実現に向け、新たな取り組みに積極的にチャレンジする「遠野の未来投資予算」として新規事業26事業を加えた365事業、総額189億5千万円で編成いたしました。前年度予算に比べ10.8パーセントの増となっております。令和5年度は、子ども家庭庁の創設により包括的な子育て支援が期待できることから、新たに医療的ケア児等コーディネーターを配置するなど、妊娠出産から育児までのトータル的な支援を更なる充実に努めて参ります。施設整備については、白岩児童センター新築工事や小友小学校校舎長寿命化改修工事に着手するなど、3年目となる第2次遠野市総合計画後期基本計画を着実に実行して参ります。また、日本の未来を担う子どもたちの学習環境の充実を図るため、地域の学習ボランティアの支援を受け、放課後学習教室を全小学校に開設するとともに、ジョイントスクールを2カ所設置し、学校に通学することが難しい子どもたちの学びを支援する地域教育サポート事業に新たに取り組めます。なお、教育事務関連の主要事業については、別添一覧表のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

○教育長

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
菊池崇委員お願いします。

○菊池崇委員

小友小学校の学校改修に関してですが、第1期となっておりますが2期、3期と予定があるということでしょうか。

○学校総務課長

管財課長が欠席しておりますので代わって答弁いたします。小友小学校の校舎改修については、2期に分けて1期工事、2期工事という形で2年間をかけて改修工事をする計画としております。

○菊池崇委員

分かりました。ありがとうございました。

○教育長

その他ございませんか。

(なし、の声)

○教育長

お諮りします。議案第5号「教育事務に係る議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について（令和5年度遠野市一般会計予算について）」、意見なしとすることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

○教育長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号「教育事務に係る議会の議決を経るべき議案に関する意見の申出について（令和5年度遠野市一般会計予算について）」は、意見なしと決しました。

○教育長

議案第5号までの審議が終わりましたので、傍聴人の入室を認めます。また、総務課長と財政課長はここで退席となります。

○教育長

次に、議案第6号「令和5年度学校給食費の額の決定に関し議決を求めることについて」を議題とします。説明をお願いします。

○給食センター所長

議案第6号「令和5年度学校給食費の額の決定に関し議決を求めることについて」、説明いたします。

遠野市学校給食の実施に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年度の学校給食費の額を次のとおり決定することについて、議決を求めるものです。

年間給食費及び1食当たりの単価については、表に記載されている種別毎の金額とし、年間食数については各種別とも168食とするものです。

提案理由は、令和5年度学校給食費の額を決定しようとするものです。なお、規則により学校給食費の額は、遠野市総合食育センター運営審議会に諮問し、その答申の結果を考慮して遠野市教育委員会が決定することと定められております。2月3日金曜日に遠野市総合食育センター運営審議会を開催いたしまして、令和5年度の学校給食費の額についてご審議いただいた結果、令和4年度と学校給食費の額及び回数を同じとする内容を了とする答申をいただいていることを申し添えます。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○教育長

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。菊地崇委員お願いします。

○菊池崇委員

小学校と中学校の教職員1食あたりの単価の違いについて質問します。小学校の教職員の単価が中学校の教職員の単価より少なくなっておりますが、大人の食べる量は大体同じだと思いますがこの違いについて伺います。

○教育長

給食センター所長お願いします。

○給食センター所長

小学校の教職員につきましては、メインのおかずが小学生と同じサイズになっております。例えば、小学校は40グラムで中学校は60グラムといった差があります。小学校の教職員は小学生と同じおかずのサイズを基本としており、ご飯や汁物などを小学生より若干多く調整しておりますので、中学校の教職員より単価が低い金額の設定となっております。

○教育長

菊池崇委員お願いします。

○菊池崇委員

見た目においても子ども達に合わせた給食の量に調整されていると考えてよろしいですか。

○教育長

給食センター所長お願いします。

○給食センター所長

子ども達と同じ教室で食事を取りますので、量の見た目といった部分も考慮しております。

○教育長

その他ございませんか。菊池和子委員お願いします。

○菊池和子委員

年間食数の168日について伺います。今のコロナ禍や災害等により、学校が臨時休校になることが多いように思います。そこで168日の根拠について説明いただくとありがたいです。

○教育長

給食センター所長お願いします。

○給食センター所長

学校と調整し168日としております。過去に170日とした時期もあったようですが、行事等により給食の日数を消化できないため少なくして欲しいという声があったことから、現在の168日で推移しております。このことから来年度も168日としております。

○教育長

学校教育課長お願いします。

○学校教育課長

小中学校とも年間の授業日数が200日を超えるぐらいで設定されております。そのなかに学校行事や午前授業も入ってきますがそのような日は給食がなくなります。行事等の日を引いていくと170日を少し下回るぐらいの日数になります。儀式的な行事の時には弁当を持参する日もございますので、このようなことから現在の168日に定まってきた数字ではないか思います。

○教育長

その他ございませんか。

(なし、の声)

○教育長

それではお諮りします。議案第6号「令和5年度学校給食費の額の決定に関し議決を求めることについて」、賛成する委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○教育長

挙手全員であります。よって、議案第6号「令和5年度学校給食費の額の決定に関し議決を求めることについて」は、可決することと決しました。

○教育長

次に、議案第7号「遠野市立学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

○学校総務課長

議案第7号「遠野市立学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

提案理由は、地方公務員法の一部改正に伴い所要の改正をしようとするものであります。議案により説明いたします。「遠野市立学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について」、遠野市立学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。第4条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。第4条中第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。第5条の2第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。というものでございます。附則について、この規則は、令和5年4月1日より施行することとしております。説明は以上となります。よろしく願いいたします、

○教育長

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(なし、の声)

○教育長

お諮りします。議案第7号「遠野市立学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、賛成する委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○教育長

挙手全員であります。よって、議案第7号「遠野市立学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、可決することと決しました。

3 諸報告

○教育長

続いて、次第3の諸報告に入ります。初めに(1)の一般報告を行います。
(教育長、教育部長、市民センター所長から報告)

○教育長

一般報告が終わりました。ご質問ございませんか。
菊池和子委員お願いします。

○菊池和子委員

教育委員会事務局の一般報告で岩教組花北遠野支部からの要請というものがありますが、働き方改革に関する内容もあったのではないかと思います。そのあたりの例えば意見の相違、或いは合意といったことなど要望内容を含めて教えていただければと思います。

○教育長

学校教育課長お願いします。

○学校教育課長

1月24日の要請につきましては、働き方改革に関するものではない別件の要請の対応でございました。働き方改革に関してはこれまでも一般要請等により要請がありましたが、市としても働き方改革に積極的に取り組んでほしいと要望をいただいております。学校総務課と連携しながら対応しております。基本的には、先生方の時間外勤務や持ち帰りも含め、業務を合理的に進められるよう対応してきております。本日、働き方改革推進会議を行ないますが、以前に他職種の方々が集まっていたいただき検討会議を行いました。組合からは、このような他職種の方々の会議を開催し次の検討を進めたいというようなご意見もいただいておりますので、必要に応じて開催を検討していく旨回答しております。

○菊池和子委員

教員のなり手が無いということをよく聞きますので、その辺りを含めて今後考えていかなければならない問題だと思います。

○学校教育課長

教員のなり手或いは、講師として学校で勤務しようという方々もだいぶ減っていますので、人材確保が大変になってきております。教員という職業がブラックだという報道も多くなされる中ではありますが、部活動については取り組みも変わっていきます。組合とのお話のなかで、教職の魅力化についても発信していかなければならない。子どもたちに生きたキャリア教育を行ううえでも、目の前で生き生きと働く先生方を見て、自分も教員になりたいというような子ども達を遠野市の小中高から生み出していきたいといったお話をいたしました。

○菊池和子委員

是非、人材確保のためだけではないですが、教職を志す子ども達が生まれていくような町でありたいなと思っています。

○教育長

その他、ございませんか。

以上で一般報告を終わります。次に(2)来月の行事予定の説明をお願いします。

○学校総務課長

3月の行事予定について説明いたします。

(以下、3月の行事予定について説明)

○教育長

質問等ございませんか。

(なし、の声)

4 その他

○教育長

次第4その他に入ります。健康福祉部長をお願いします。

○健康福祉部長

ありません。

○教育長

次に、令和5年3月の教育委員会定例会の開催予定日についてお願いします。

○学校総務課長

3月の定例会については、令和5年3月22日水曜日の午後4時から東館庁舎3階大会議室で開催する予定としております。事前勉強会については、3時30分から行いますのでよろしくお願ひいたします。

○教育長

質問等ありませんか。

(なし、の声)

5 閉会

○教育長

これを持ちまして、令和5年2月遠野市教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午前11時30分

会議録作成者 教育長 佐々木 一人

署名 委員 菊池 崇

署名 委員 菊池 和子

署名 委員 小玉 淳浩